

平成24年度 関東地方整備局 事業概要

地域を守る防災・災害支援

関東地方を災害から守るため、また被害を最小限にとどめるためのとりくみや、被害を受けた自治体および関東地方以外の国内又は国外の大規模災害時において広域的な支援等も行っています。

河川

「治水」「利水」「環境」を柱に、地域住民との連携を図りつつ、よりよい川づくりを目指していきます。利根川や荒川などの大河川を直接管理し、地方自治体が管理する河川などの事業に関する支援等を行っています。また、国土保全上極めて重要である沖ノ鳥島で海岸の維持管理を行っています。

港湾・空港

日本の玄関口である関東の港湾・空港がより国際力を高めるために、信頼性が高く、快適で便利な人とモノのネットワーク拠点としての整備を進めています。また、海辺を貴重な暮らしの財産として、豊かでうるおいのある港づくりを推進しています。

道路

道路は、人、モノ、情報をスムーズに行き来させる重要なネットワーク。関東甲信(1都8県)の一般国道(政令により指定された区間)の改築及び管理を行うとともに、関東全域の道路ネットワークの計画・調整等を行っています。また、地方自治体の管理する道路についても支援を行っています。

官庁営繕

魅力と賑わいのあるまちづくりの中核施設として地域から親しまれる官庁施設を目指し、整備を進めるとともに、既存官庁施設ストックの有効活用を図りつつ、災害に対する安全性の確保、地球環境問題及び高齢化対策等の整備を進めていきます。

国営公園

国営公園は、様々なレクリエーション提供の場として、地域活性化・観光振興の拠点、さらに災害救援活動の機能を発揮するなど多様な役割を担っており、そのニーズに対応するため、5つの国営公園の管理・整備を行っています。

地域づくりまちづくりサポート

関東地方の広域的な地域づくりまちづくりを支援するために、各事業の調整、事業の必要性評価や、すみよい環境・景観づくりへの取り組み、工事等の実施における各種基準、入札制度に関する業務を実施しています。また、都市計画や交付金事業等を通じて、地方公共団体等の活力ある安全で快適なまちづくり・すまいづくりを総合的に支援するとともに、“建設産業”の健全な発展を目指して建設業、不動産業等の支援等も行っています。



国土交通省 関東地方整備局

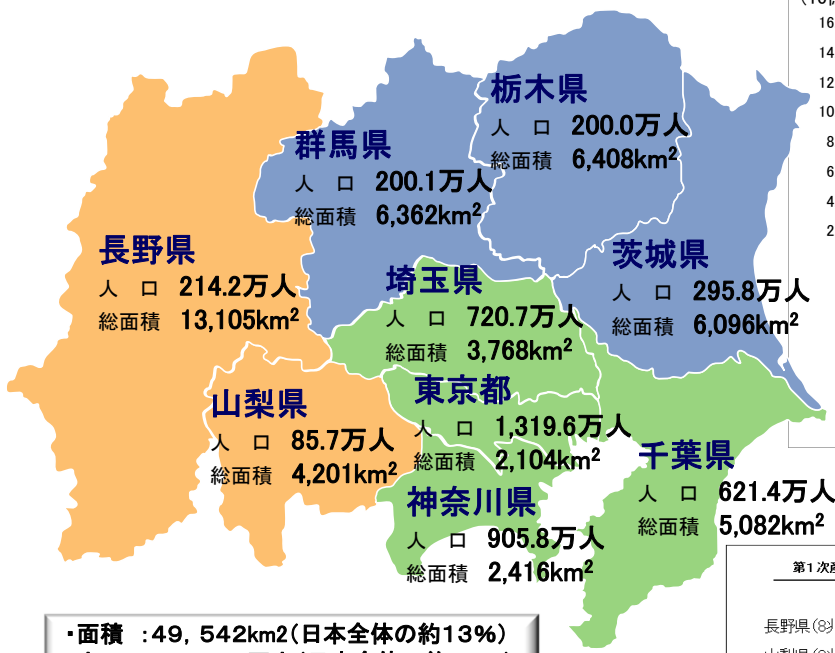
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism. Kanto Regional Development Bureau

<http://www.ktr.mlit.go.jp>

関東地方の特徴

【関東地方1都8県とは】

関東地方整備局が担当している関東地方は、全国のおよそ1割の面積に、4割近い人口と経済が集積し、首都中枢機能を持っている地域です。



- ・面積 : 49,542km²(日本全体の約13%)
- ・人口 : 4,563万人(日本全体の約36%)
- ・GDP : 190.7兆円(日本全体の約39%)

※ 出典・参考

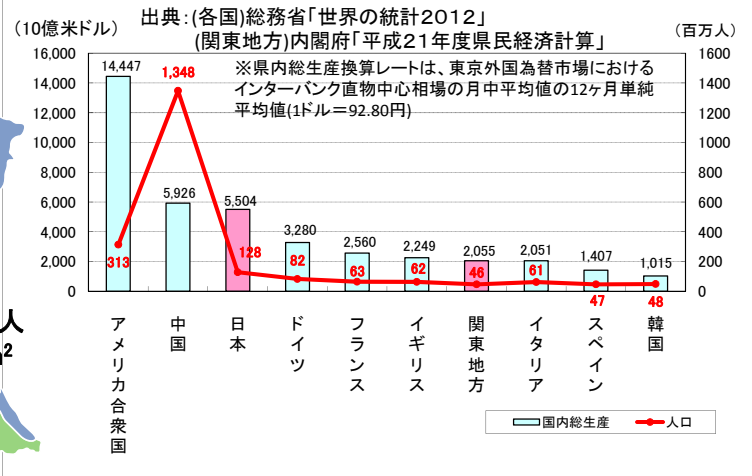
- ・人口: 総務省「人口推計」(平成23年10月1日現在)
- ・総面積: 国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」(平成23年10月1日現在)
- ・経済規模: 内閣府「平成21年度県民経済計算」

(補足)

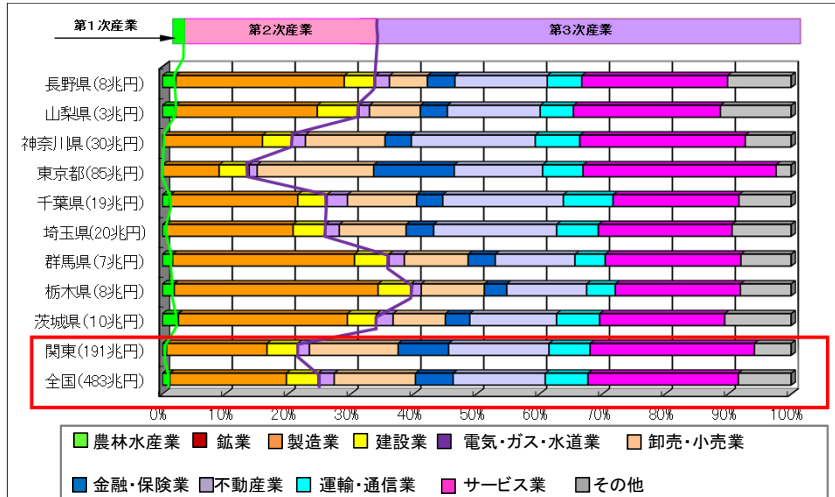
- ・第1次産業: 農林水産業
- ・第2次産業: 鉱業、製造業、建設業
- ・第3次産業: 電気・ガス・水道業、卸売・小売業、金融・保険業、不動産業、運輸通信業、サービス業、その他

【世界と比べた関東地方】

関東地方の経済は、イギリスやイタリアなどの1国分に相当する規模(GDP)を持っています。



【経済活動別県内総生産】(名目)

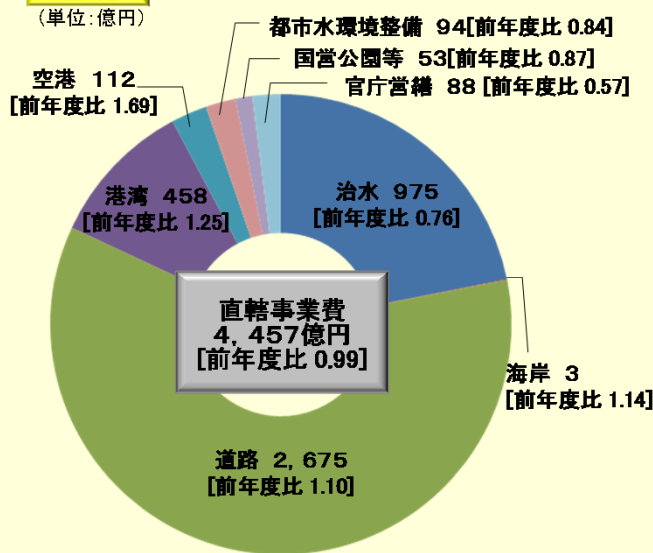


関東地方整備局の平成24年度予算

■ 当初予算 : 16,182億円[前年度比0.99] ※復興庁計上分:141億円を含む

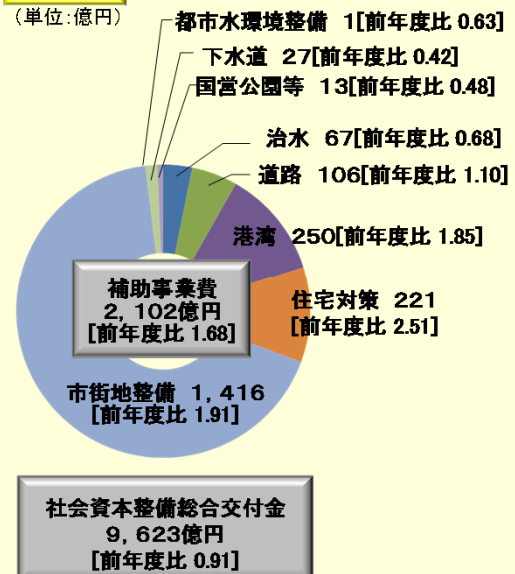
直轄

(単位:億円)



補助等

(単位:億円)



※計数はそれぞれ四捨五入しているため、端数において合計とは一致しない場合がある。

関東地方整備局の仕事

【社会資本の整備・維持管理】～仕事の流れ～

関東地方整備局では、地域のニーズや課題に応じて、河川や道路、港湾・空港、国営公園、官庁施設などの社会資本の整備や維持管理を行っています。

地域のニーズや課題

新たな事業実施においては、地域の実情、防災・環境面などや、利用者等のニーズ、要望並びに整備による効果などふまえ整備が必要か検討いたします。



計画・調査

事業実施に必要な基礎データ(地形、地質、特性)の調査を行い、その結果を踏まえ、関係機関との調整や専門家及び地域の方々意見を参考に最適な計画を考えます。



用地取得・補償

社会資本の整備に必要な土地や財産を所有する方に適正な価格での取得や補償をしています。



河川、ダム、道路、公園、港湾、空港等の公共施設の整備を推進するためには、土地(「用地」)が必要となります。この「用地」を確保するために、お譲りいただく土地の正しい評価と適切な補償を行っています。また、用地取得にあたっては、次の4点に留意して、権利者の皆様にご理解頂けるよう、きめ細かな対応を心がけています。

用地業務の流れ

- 事業用地の範囲と関係者の確定
- 土地、物件等の測量・調査
- 補償内容の説明、協議・交渉、契約
- 土地登記、建物等の移転・土地の引渡し
- 補償金の支払い

用地取得・補償について

○「正当な補償」は国民全体が公平に負担

土地の取得は、補償により対応することとなりますが、建物等を移転していただくために、「正当な補償」を行うことが基本です。これは「私有財産は、正当な補償の下にこれを公共のために用いることができる」とされている、日本国憲法第29条第3項をもとに、国民全体が公平の負担を行うという意味での「補償の原則」です。

○統一した取り扱いが原則

公平・平等の原則により、私有財産の損失に対して正当な補償を行うために「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱(閣議決定)」が定められています。補償を行う場合には、同要綱を受け、制定された国土交通省の補償基準により統一に取り扱われます。

○専門家による正しい測量・調査の実施

大切な財産を把握するために、国土交通省が委託した専門家により、事業に必要な土地と支障となる建物等の測量・調査を行います。

○土地収用法による手続き

土地を取得する場合は、土地所有者のご理解とご協力をいただいてから、取得する方法が一般的ですが、場合によっては土地収用法の手続きにより取得する方法もあります。

工事発注

(設計・積算・入札・契約)

調査・計画の結果もとに、デザイン・景観・経済性、地域に応じた工法の選定について総合的に検討し、設計します。また、工事発注用の積算を行い、建設コストの削減と品質の確保の両立のほか、入札・契約の透明性・公平性の確保などにも取り組んでいます。



工事・監督、検査

工事を請け負った建設会社が設計図や定められた図書に基いて施工されているか、要求した性能仕様を満たしているか、などについて監督・検査を行います。



社会資本の維持管理

整備した社会資本がしっかり役割を果たすことができるよう、維持管理を行っています。



◆道路の維持・管理・修繕(事例)

維持管理

維持管理は、限られた予算を踏まえ、様々な工夫やコスト削減の取り組みを行い、必要に応じて基準の見直しを検討しながら、地域の実情や路線特性に応じて、安全・安心な道路環境の確保を基本として実施しています。



職員による歩道清掃

修繕

定期点検等による橋梁の状態の把握～評価、予防的な修繕等を着実に進め、橋梁の長寿命化とライフサイクルコストの縮減を図りつつ、重要な道路ネットワークの安全性・信頼性を確保していくために長寿命化修繕計画を策定し、橋梁の維持管理に取り組みます。



工夫・コスト削減事例
中央分離帯の緑地面積を削減



(橋脚巻き立て、落橋防止装置)

河川事業

利根川をはじめとする一級河川8水系約1,500kmの計画、整備、維持管理並びに、自治体が管理する河川に対する支援等、管内の治水・利水・環境事業を推進しています。

関東地整管内の河川状況

一級河川	水系数	8
	河川数	74
	河川延長 (km)	1,532
直轄ダム	管理中のダム数	11
	建設中のダム数	2
直轄砂防	水系数	2
直轄地すべり	箇所数	1

※平成23年4月のデータです。



【洪水・土砂災害からまちを守る】

◆首都圏氾濫区域堤防強化対策

事業1

利根川上流部及び江戸川の右岸堤防がひとたび決壊すれば、その氾濫は埼玉県内だけでなく東京都まで達し、首都圏が壊滅的な被害を受ける恐れがあります。

このような被害が発生する恐れのある区間において、堤防の浸透に対する安全性を確保するために、堤防拡幅による堤防強化対策を実施します。

平成24年度は用地取得・家屋等の補償を実施するとともに、埼玉県羽生市から吉川市吉屋地区の一部で堤防強化対策を実施します。



◆二ヶ領上河原堰改築

事業2

多摩川の二ヶ領上河原堰は、昭和20年に建設され、昭和46年に改築された農業・工業用水の取水を目的とした堰です。

現在の堰は可動部と固定部からなり、固定部の上流側には大量の土砂が堆積し、洪水を安全に流下させる能力が低くなっています。

このため、堆積した土砂の除去を行いつつ、固定部の改築を行い土砂の堆積を抑制し、流下能力を向上させます。

平成24年度は固定部にゲートを設置し、あわせて低水護岸整備と河道掘削を実施します。



◆大谷川床固群整備事業

事業3

鬼怒川上流部の大谷川は、火山性の崩れやすい地質のため、土砂流出が激しい急流河川です。

床固群の整備により河道の安定を図り、洪水時に土砂を安全に流下させることで、土砂災害から日光市街地及び日光東照宮をはじめとした世界遺産などを守ります。

平成24年度は床固工及び護岸工の整備を実施します。



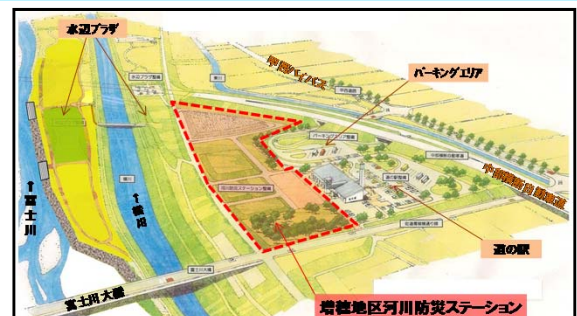
【重大被害に備える】

◆河川防災ステーションの整備

事業4

「河川防災ステーション」は、水防活動を行う上で必要な土砂などの緊急用資材を事前に備蓄しておくほか、資材の搬出入やヘリコプターの離着陸などに必要な作業面積を確保するものです。

洪水時には市町村が行う水防活動を支援し、災害が発生した場合には緊急復旧などを行う基地となるとともに、平常時には地域の人々のレクリエーションの場として、また河川を中心とした文化活動の拠点として活用されます。



【噴火に備える】

◆浅間山直轄火山砂防事業

事業5

浅間山は、天明3年(1783年)の大噴火など過去に甚大な被害をもたらし、現在も活発な活動を続けています。

浅間山の恩恵を享受しつつ、効率的かつ効果的な減災対策を実施するため、最低限の砂防堰堤整備を行うとともに、噴火の前兆現象が把握された後に実施する緊急対策に必要なコンクリートブロック等の整備を行うなど、火山活動の推移に応じた機動的な対策を実施します。



国土交通省利根砂防(浅間山)
利根川水系砂防事務所の監視カメラがとらえた浅間山噴火の様子(平成21年2月)



コンクリートブロックを用いた砂防堰堤



【経済水域を守る】

◆沖ノ鳥島管理保全

沖ノ鳥島は、東京から約1,700km離れた我が国最南端に位置し、国土面積(約38万km²)を上回る約40万km²の排他的経済水域の基点となっており、周辺海域における我が国の水産資源及び鉱物資源等の探査・開発に関する権利を確保しているとても重要な島です。

沖ノ鳥島の保全のため、気象観測をはじめ、両小島では護岸コンクリートの補修など、国土交通省が直接維持管理を行っています。

また、平成23年度には低潮線保全区域が指定され、低潮線及びその周辺の巡視などを行っています。

平成24年度は、護岸コンクリートの点検・ひび割れ補修及び護岸コンクリートの劣化診断調査を実施します。

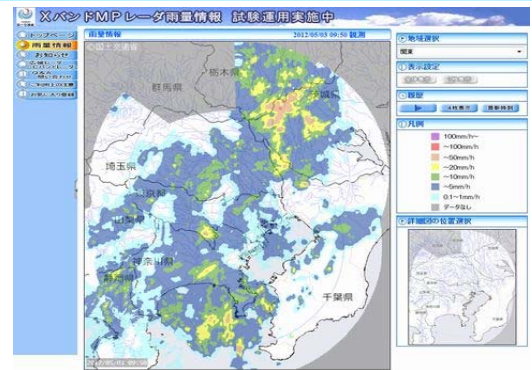


【洪水に備える】 ◆局地的な大雨情報等の配信

国土交通省では、局地的な大雨(いわゆるゲリラ豪雨)や集中豪雨による浸水被害に対し、適切な水防活動や河川管理を行うため、新型レーダ(XバンドMPLレーダ)を設置し、試験運用を行っています。

新型レーダの観測では、従来型のレーダ(Cバンドレーダ)ではとらえることのできなかった降雨についても、詳細かつリアルタイムでの観測が可能となり、ゲリラ豪雨等による河川の水位上昇やはん濫等の危険度の予測精度が向上します。

豪雨時の避難行動や防災活動等に役立てていただくため、降雨観測情報を下記のURLで一般に配信しています。<http://www.river.go.jp/xbandradar/>

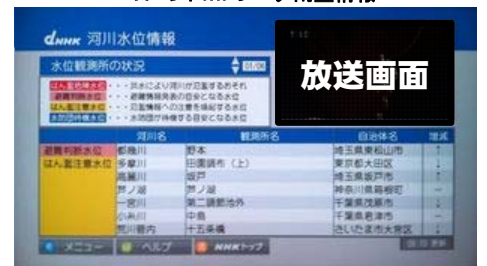


XバンドMPLレーダ雨量情報

◆『地デジ』による水位雨量情報の提供

国土交通省では、より身近に河川の情報を入手し、適切な避難行動に役立てていただくために、放送局向けの情報配信システムの整備を行い、放送局、都県等と協力して、関東地方管内の代表する河川において、NHK地上デジタルテレビのデータ放送による水位情報と雨量情報の提供を行っています。

関東地方においては、平成24年4月にデータ放送が開始されました。リモコンの「dボタン」を押して、TOPメニューの「河川水位・雨量」を選択すると情報を確認することができます。



データ放送画面(平成24年5月3日の河川水位情報)

【津波から守る】

◆河川津波対策

事業6

東日本大震災の教訓を踏まえ、今後発生すると想定されている東海地震等へ備えるため、樋門等の耐震化対策や自動化・遠隔操作化を実施します。



道路事業

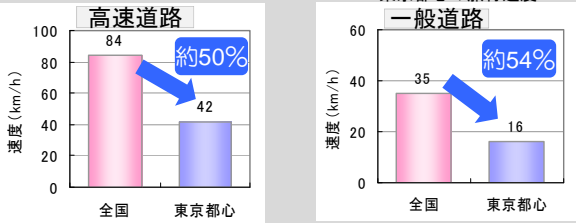
関東地方整備局管内の国道等の広域的な幹線道路網の整備や維持管理、都県道等に対する支援を行っています。

【交通ネットワークの形成】

首都圏の交通渋滞の解消や物流の信頼性の向上等を目指し、首都圏中央連絡自動車道(圏央道)、東京外かく環状道路(外環道)、首都高速中央環状線(中央環状線:東京都)の三環状道路等の高規格幹線道路ネットワーク整備を推進しています。また、一般国道のバイパス整備や拡幅事業、防災事業を進めています。

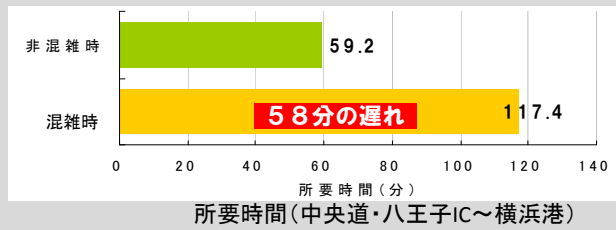
首都圏における交通渋滞の現状

東京都心の平均旅行速度は時速16kmであり、全国平均の半分以下まで低下しています。



首都圏における物流の現状

八王子方面から国道16号経由で横浜港へ輸送する場合、約1時間の到着遅れが発生する等、到着時間の信頼性が低下しています。



環状道路の整備による効果

【渋滞緩和】

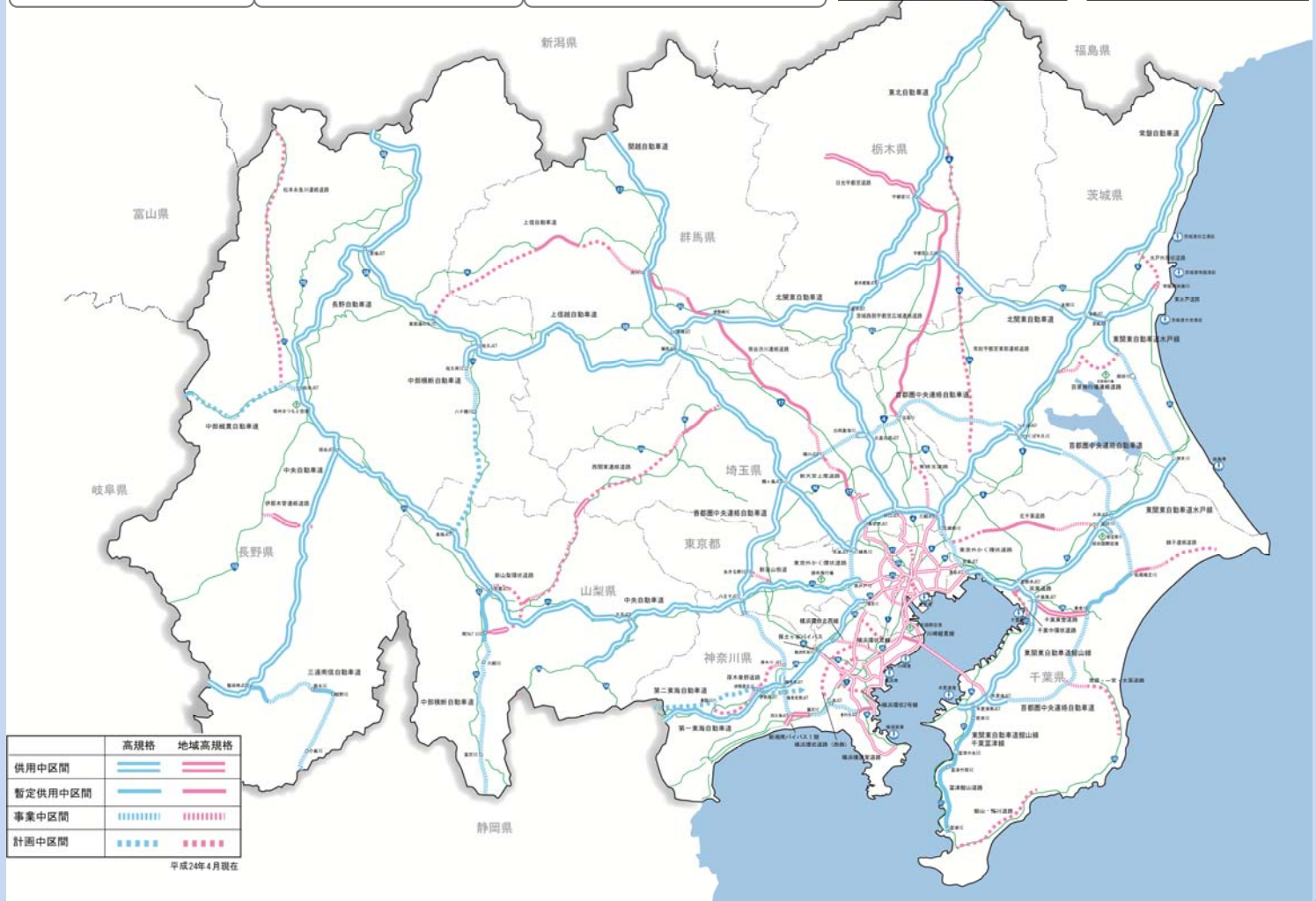
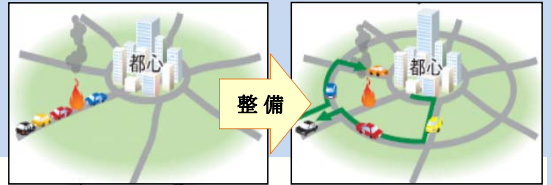
環状道路の整備により、都心部に流入する交通が分散され、流れが円滑となり、交通渋滞が緩和されます。

【地域経済と雇用の創出】

圏央道沿線で工場や商業施設の立地が進み地域経済の活性化と新たな雇用の創出が期待されます。

【災害時の迂回路としての機能】

災害や事故等で一部区間に、不通があった場合、三環状道路が迂回路として機能を発揮することができる。



平成24年度 新規事業箇所

国道6号 日立バイパス(Ⅱ期)

■事業概要

日立バイパス(Ⅱ期)は、茨城県日立市内の交通混雑緩和と交通安全の確保を目的とした、延長3kmのバイパス事業です。

■平成24年度の実施内容
測量、地質調査を実施。



国道6号の交通状況
(日立市鮎川町地先)

至いわき

至水戸

国道138号 新屋拡幅

■事業概要

新屋拡幅は、富士吉田市内の2車線区間における交通渋滞の緩和や交通安全の確保を目的とした、延長2.6kmの拡幅事業です。

■平成24年度の実施内容
道路設計を実施。



国道138号の交通状況
(上宿交差点付近)

至御殿場

至富士河口湖
(平成23年8月撮影)

平成24年度 主な開通予定箇所

〔国道468号 首都圏中央連絡自動車道〕

■事業概要

首都圏中央連絡自動車道は、首都圏の幹線道路の骨格となる3環状9放射の道路ネットワークを形成し、都心から半径およそ40～60kmの位置に計画された総延長約300kmの環状の高規格幹線道路です。

■平成24年度の開通予定箇所

- 【神奈川県区間】
- ・茅ヶ崎JCT～寒川北IC(5.1km)
- ・海老名IC～相模原愛川IC(10.1km)
- 【千葉県区間】
- ・東金IC・JCT(仮)～木更津東IC(42.9km)



木更津東IC付近

(平成24年3月撮影)

至川崎

至神崎

〔国道4号 氏家矢板バイパス〕

■事業概要

氏家矢板バイパスは、栃木県塩谷郡高根沢町から、矢板市間の交通混雑の緩和と沿道環境の改善を目的とする、延長13.9kmのバイパス及び現道拡幅事業です。

■平成24年度の実施内容
平成24年度に、全線4車線で開通する予定です。



馬場南交差点付近

(平成24年3月撮影)

至福島

至東京

その他、主な開通予定箇所

- ・国道4号 石橋宇都宮バイパス (延長1.0km 6/6)
- ・国道17号 上武道路(2/4区間 延長4.7km、4/4区間 延長1.4km)
- ・国道246号 渋谷駅周辺整備 (東口地下広場 0.1km)
- ・国道15号 蒲田駅周辺整備 (延長1km 6/6 ※本線部分)
- ・国道20号 新宿駅南口地区基盤整備 (跨線橋取付部 延長0.1km)
- ・国道246号 山北バイパス (延長1km 2/2)

【交通安全対策】

事故ゼロプラン

「事故危険区間重点解消作戦」

全国では交通事故の71%が幹線道路の22%の区間で発生しています。

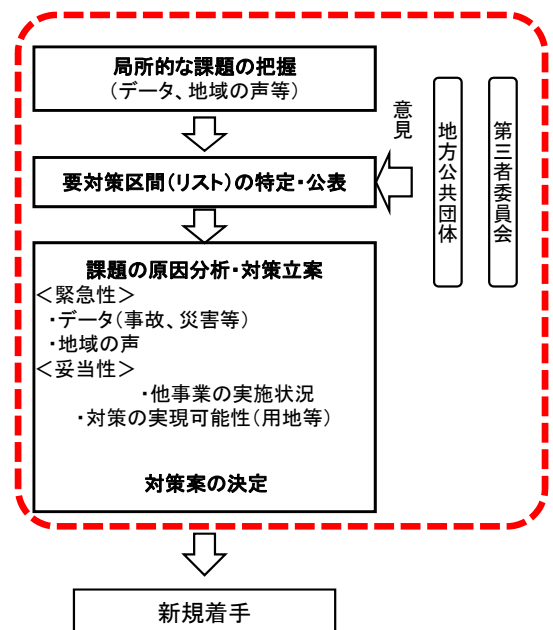
事故ゼロプランは、このような危険な箇所を地域の方と一緒に選定し、地域の方にも危険な箇所との認識を持っていただきながら、集中的・重点的に交通事故の撲滅に取り組むものです。

事故危険区間は関東地整管内で各都県概ね200～800区間あり、代表的な区間として各都県概ね50区間を選定しました。

これら事故危険区間について、交通安全事業を推進していきます。



地域の方にも事故危険区間と認識を持ってもらいための現地看板

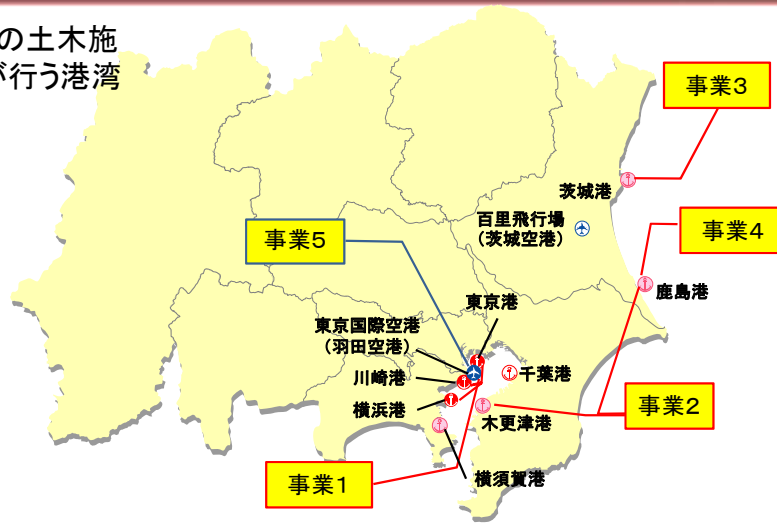


港湾空港事業

港湾、航路、港湾に係る海岸、飛行場に関する国の直轄の土木施設の整備推進や、海洋の汚染の防除事業並びに自治体が行う港湾等の計画、整備に対する支援等をおこなっています。

港湾		国際戦略港湾	3港
		国際拠点港湾	1港
		重要港湾	4港
		開発保全航路	2航路
空港		拠点空港（国管理空港）	1空港
		共用空港	1空港

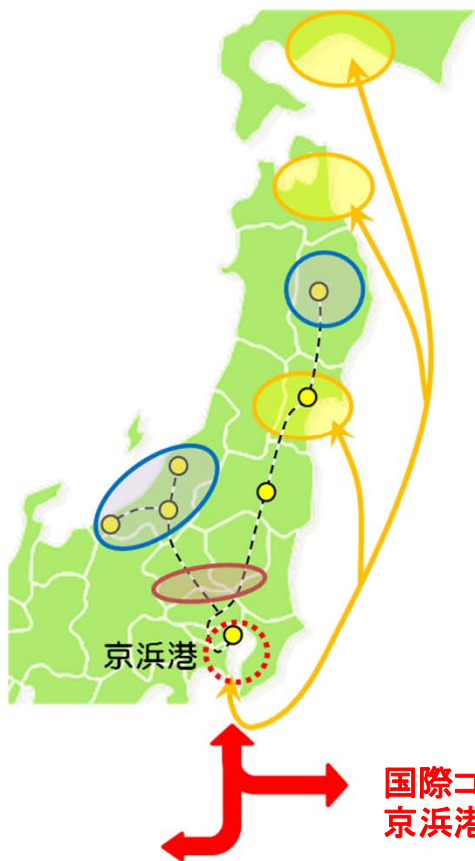
※平成24年3月現在のデータです。



【国際コンテナ戦略港湾における総合的な対策】

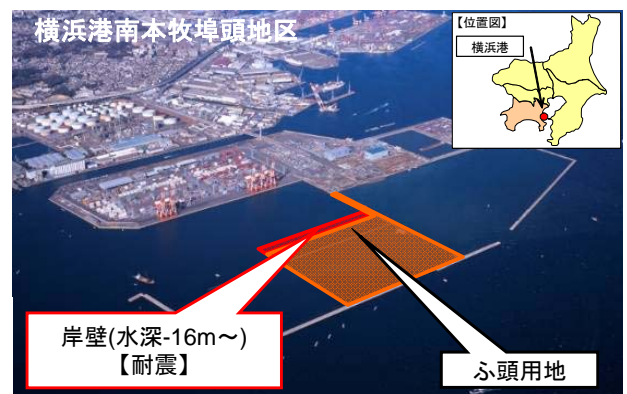
事業1

アジア諸国の港湾との国際的な競争がますます激化する中、世界各地との間で、国民生活や産業活動に必要な物資や製品を低コストでスピーディーかつ多頻度で確実に輸送できるネットワークを構築するため、「選択と集中」の考え方のもと国際コンテナ戦略港湾に選定された「京浜港(東京港、川崎港、横浜港)」のインフラ整備と貨物集約等の総合的な対策を推進します。



地方の港湾で取り扱われるコンテナ貨物には、釜山港等アジア主要港でトランシップ(中継)され、欧米等の最終仕向地へ輸送されるものが多い。我が国の期間航路の就航の維持・拡大をはかるため、民間企業や港湾管理者との協働のもと、我が国発着貨物を国際戦略港湾である京浜港に集約し、積み替えを行う物流構造に転換する。

- : 内航フィーダーによる北海道～東北太平洋側からの集荷策
- : 鉄道フィーダーによる東北内陸部及び日本海側からの集荷策
- : インランドデポの活用による京浜港のサービス水準の向上



◆国際海上コンテナターミナル(水深-16m)

- 目的: 国際コンテナ戦略港湾のハブ機能を強化するため、アジア諸港に比肩しうる仕様(水深・広さ)を有するコンテナターミナルを整備します。また耐震強化岸壁とすることで、大規模地震時においてもその機能を維持します。
- 平成24年度 実施内容
東京港…航路・泊地の浚渫及び岸壁本体工等を実施します。
横浜港…岸壁本体工等を実施します。
- 効果: 大型コンテナ船の入港が可能となり、物流コストの低減と国際競争力の強化が図られます。また、大規模地震時には、被災直後から機能を維持します。

港湾空港事業

【国際バルク戦略港湾における総合的な対策】

事業2

大型船舶の活用等により、対象品目を取り扱うアジアの主要港湾と比べて遜色のない物流コスト・サービスを実現し、それにより我が国の産業や国民生活に必要な不可欠な資源、エネルギー、食糧等の物資を安定的かつ安価に供給することを目的として、国際バルク戦略港湾を選定しました。選定された港湾においては、計画の具体化に向け、港湾管理者が民間と協働で「国際バルク戦略港湾育成プログラム」を作成していきます。

【選定港湾】

(穀物) 「**鹿島港**」「志布志港」「名古屋港」「水島港」「釧路港」

(鉄鉱石) 「**木更津港**」「水島港・福山港」

(石炭) 「徳山下松港・宇部港」「小名浜港」 ※太字: 関東地方整備局管内 「バルク」とは: ばら積みの貨物

【国際物流ターミナルの整備】

事業3

◆茨城港常陸那珂港区中央ふ頭地区国際物流ターミナル(水深-12m)

■目的: 建設機械等の世界的な需要拡大に伴う外貿RORO貨物の増大に対応するとともに、大規模地震に対する耐震性能を有する新たな国際物流ターミナル(水深-12m)を整備します。

■平成24年度 実施内容

岸壁(水深-12m)(耐震)の設計を実施します。

■効果: 大型RORO船等による効率的な輸送が可能となり、地域産業の国際競争力が向上します。また、大規模地震の発生に際しても、緊急物資等の海上輸送機能を確保できます。



【国際物流ターミナルの整備】

事業4

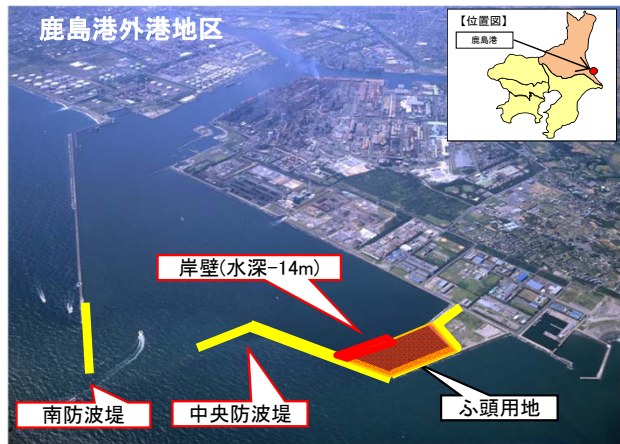
◆鹿島港外港地区国際物流ターミナル(水深-14m)

■目的: 鹿島臨海工業地帯の産業競争力を強化するため、外港地区において、水深-14mの岸壁、航路・泊地等を整備します。また、港内の静穏度を向上させるため、中央防波堤・南防波堤の整備を促進します。

■平成24年度 実施内容

岸壁(水深-14m)上部工事、防波堤(中央)及び(南)の延伸工事を実施します。

■効果: 大型船舶の利用が可能となり、物流効率化により、地域産業の国際競争力の向上が図られます。また、防波堤の整備により、船舶の出入港の安全と岸壁での荷役作業の効率性が確保されます。



【首都圏空港の強化】

事業5

首都圏の都市間競争力アップにつながる羽田・成田の強化及び徹底したオープンスカイを推進するため、首都圏空港の容量拡大に必要な事業を実施します。

首都圏空港(羽田・成田)の年間発着枠の増加について

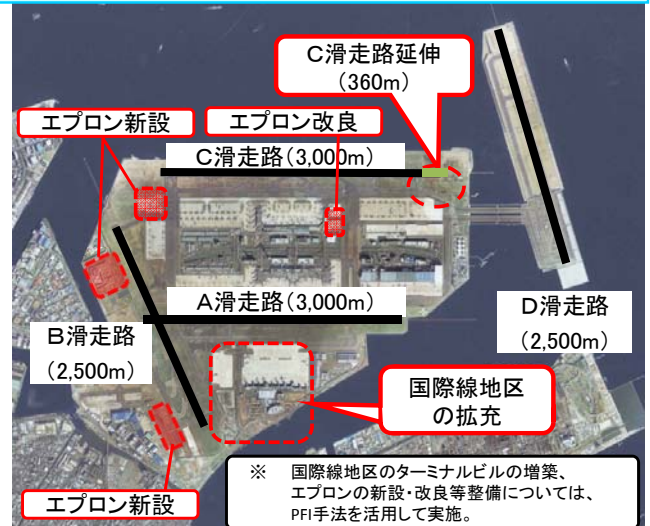
	羽田空港 (うち国際線)	成田空港 (うち国際線)	首都圏空港全体 (うち国際線)
H22.10月まで (羽田D滑走路供用前)	30.3万回	22万回 (20万回)	52.3万回 (20万回)
現在 (H24.3.25以降)	39万回 (6万回) 国際線の内訳 昼間: 3万回 深夜早朝: 3万回	25万回	64万回
H24年度	※D滑走路を含めた新しい運用方式の慣熟及び国際線旅客ターミナル地区の拡充が前提 以降、首都圏空港を含めたオープンスカイを実施	27万回	
最終形 羽田: 最短でH25年度中 成田: 最短でH26年度中	44.7万回 (9万回) 国際線の内訳 昼間: 6万回 深夜早朝: 3万回	30万回	74.7万回 (36万回(想定))

*1. いずれも年間当たりの回数である。
*2. 回数のカウントは、1離陸で1回、1着陸で1回のため、1離着陸で2回とのカウントである。
*3. 今後のスケジュールについては、最良の場合を想定したものである。
*4. 羽田空港の深夜早朝時間帯については、このほか国際チャーター便等の運航が可能である。

<羽田空港(24時間国際拠点空港化の推進)>

(主な整備内容)

- ・国際線9万回への増枠に必要な国際線地区の拡充
- ・発着容量44.7万回への増枠に必要なエプロンの整備
- ・長距離国際線の輸送能力増強に必要なC滑走路延伸事業等



国営公園事業

【国営公園事業】

国営公園は、様々なレクリエーションの提供の場、地域活性化・観光振興の拠点、環境の保全と創出、歴史・文化の保存と継承、さらに発災時の防災機能の発揮など、多様な役割を担っており、それらの多様なニーズに対応するため、5つの国営公園の管理・整備を進めています。

関東管内の5つの国営公園
 国営公園 計画面積 約1,196.7ha
 供用面積 約 739.2ha



国営東京臨海広域防災公園
(江東区)



国営アルプスあづみの公園
(長野県)

東日本大震災時の対応 ～帰宅困難者の受け入れ～

国営昭和三島公園において、鉄道が復旧する翌朝までの間、最大時で約1,000名の帰宅困難者を受け入れ、国営東京臨海広域防災公園では、政府の緊急災害現地対策本部が当施設では設置されなくなったことより、50名の帰宅困難者を翌朝まで受け入れ、震災当日の混乱の抑制に寄与。



国営昭和三島公園
【東京都立川市、昭島市】
公園内施設を開放し、立川市等から提供を受けた非常食、毛布等を配布。
(H23年3月11日)



国営東京臨海広域防災公園
【東京都江東区】
公園内施設を開放し、内閣府から提供を受けた水、毛布を配布。
(H23年3月11日)

官庁営繕事業

国民の共有財産である官庁施設に関して、良質な施設とサービスを効率的に提供し、公共建築分野において先導的な役割を果たすため、合同庁舎をはじめとする官庁施設の整備と保全指導を行っています。

【官庁施設の耐震化の促進】

建築物の耐震化対策は、政府全体の緊急の課題であり、官庁施設については、災害応急対策活動の拠点施設となることや来訪者等の安全の確保の観点から、平成18～27年度の10年間で、耐震化率9割の達成を目標に推進しています。

大規模地震発生時には、迅速な救助活動とこれを支える司令塔機能が、人命確保の上で重要です。災害応急対策活動の拠点施設となる官庁施設がその機能を十分に発揮できるよう、構造体のみならず設備、外壁・建具などの非構造も含めた建築物全体として、総合的な耐震安全を確保した官庁施設等の整備を実施しています。
【写真：国土地理院耐震改修における免震構造】



【PFI手法の活用による官庁施設の整備】

民間の資金・経営能力等のノウハウを活用して低廉で良質な公共サービスの提供と民間の事業機会の創出を図るPFI手法を活用して官庁施設の整備を実施しています。

- <設計段階の事業> ・気象庁虎ノ門庁舎(仮称)・港区立教育センター整備等事業
・東京国税局(仮称)整備等事業
- <施工段階の事業> ・東雲合同庁舎(仮称)整備等事業
・立川地方合同庁舎(仮称)整備等事業

【写真：維持管理・運用段階の事業例】・・・九段第3合同庁舎・千代田区役所本庁舎整備等事業



【官庁施設の木材利用の促進】

公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律が施行され、今後、さらに木材を利用した官庁施設の整備を進めます。

【横浜植物防疫所 つくば園場(仮称)】



【官庁施設の保全指導】

官庁施設は建設後も長年にわたり施設の利用者、執務者が安全で快適に過ごせるよう、適正な管理のもと、維持管理をしていく必要があります。計画的かつ効率的な施設の保全を行うよう施設管理者等に保全指導や情報提供を行っています。

まちづくり・住まいづくり支援

【都市・住宅・建築行政】

活力ある安全で快適なまちづくり・住まいづくりを支援しています。

街路

都市における円滑な交通の確保と豊かな公共空間を備えた良好な市街地の形成を図り、安全で快適な都市生活と機能的な都市活動の実現に寄与することを目的として、都市基盤である道路の体系的な整備を支援します。



環状6号線(渋谷区～豊島区)

土地区画整理

道路、公園、河川等の公共施設と宅地の総合的・一体的整備により、新たな土地利用に対応し、かつ優れた都市空間を形成します。



篠崎駅東部土地区画整理事業(江戸川区)

市街地再開発

中心市街地の衰退・空洞化という問題が深刻となる中で、中心市街地の再生・活性化及び防災上危険な密集市街地の解消など、土地の合理的かつ健全な高度利用により都市機能の更新を支援します。



曳舟駅前地区市街地再開発事業(墨田区)

建築物の安全

防災拠点施設、多数の人が利用する建築物、倒壊した場合に緊急輸送路を閉塞する恐れのある建築物の耐震改修など建築物の安全対策を支援します。



安心安全総合防災センター整備事業(伊勢崎市)

下水道

地域の水環境のあり方に着目しながら、効率的な污水処理と浸水対策をめざし、未普及地域の解消や、下水道資源及び施設の有効利用などを支援します。



雨水貯留管(和田弥生幹線 中野区・杉並区)

都市公園

ゆとりと潤いのある都市環境を形成するとともに、自然と共生した安全な都市の形成を図るため、都市公園等をはじめとする都市の緑とオープンスペースの整備を支援します。



武蔵野の森公園(府中市)

住まいづくり

安全でかつ快適な生活を営むことができるよう住宅・住環境の整備を進め、その水準を向上させることで良質な住まいづくりを支援します。



公営住宅整備事業(栃木県)



公営住宅等ストック総合改善事業(横浜市)【エレベーターの整備】

建設産業支援

国土交通大臣にかかる建設業の許可、宅地建物取引業の免許、マンション管理業・不動産鑑定業・建設関連業の登録、指導監督を行います。また、技術と経営に優れた企業の伸張のために建設業法令遵守推進本部を設置しています。さらに、中小・中堅建設業の経営支援等のための「経営・戦略アドバイザー事業」を運営し、関東ブロックの建設産業の健全な発達を図っています。

建設産業行政

建設業

- 建設業の認可
- 経営事項審査
- 建設業者に対する指導監督
- 建設業法違反通報窓口
- 中小・中堅建設業の経営に関する相談
- 建設業の資金調達の円滑化の支援

不動産業

- 宅地建物取引業の免許
- 宅地建物取引業に対する指導
- 賃貸住宅管理業の登録
- 賃貸住宅管理者に対する指導

マンション管理業

- マンション管理業の登録
- マンション管理者に対する指導監督
- 管理業務主任者の登録
- 管理業務主任者に対する指導監督

測量業等

- 測量業の登録
- 測量業者に対する指導監督
- 建設コンサルタントの登録
- 地質調査業の登録

不動産鑑定業等

- 不動産鑑定業の登録
- 不動産鑑定業者に対する指導監督
- 不動産鑑定士の登録
- 不動産鑑定士に対する指導監督
- 地価調査等に関する業務

その他建設産業関係事務

- 住宅瑕疵担保履行法に関する業務
- 中小企業等協同組合の認可等
- 浄化槽設備士免状の交付等

防災・災害対策～地域を守る～

【災害時の対応】

- 関東地方整備局内に災害対策本部を立ち上げ、管理する施設の被害状況の把握、関係機関等からの被害情報の収集、応急復旧等の検討・指示などの対応を実施します。
- 円滑な災害対応を実施するため地方自治体、自衛隊等防災関係機関との連携体制を確保します。
- 建設業団体との連携による災害時の対応体制を確保します。
- 平成22年4月1日、1都8県5政令市と災害時相互協力に関する申し合わせを締結しました。
- 現在、管内全自治体と災害時の情報交換に関する協定締結を推進しています。

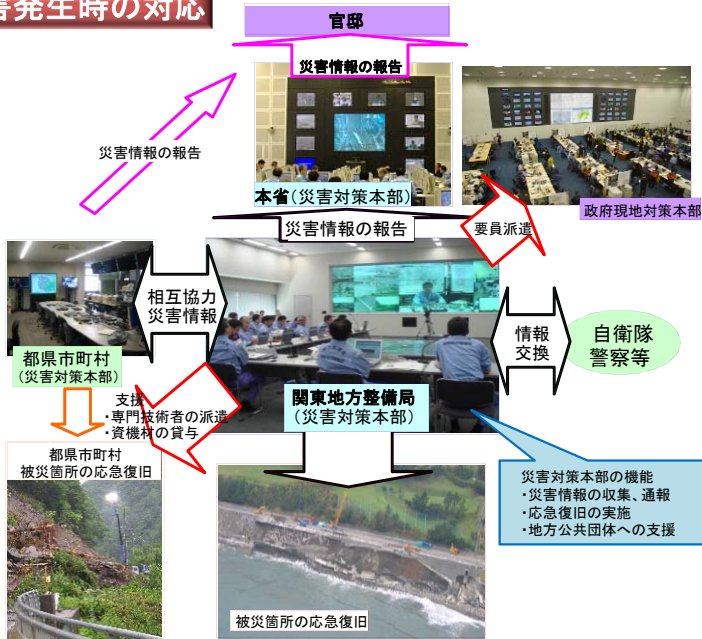
○関東防災連絡会

首都直下地震をはじめとする広域かつ大規模な災害が発生したとき、防災関係機関による連携した災害対応を効果的に推進できるよう、国の管区機関及び交通・ライフライン・通信機関(団体)34機関において、災害情報の共有及び施策の連携、調整を行うための関東防災連絡会を設立しました。(H23.10.27)

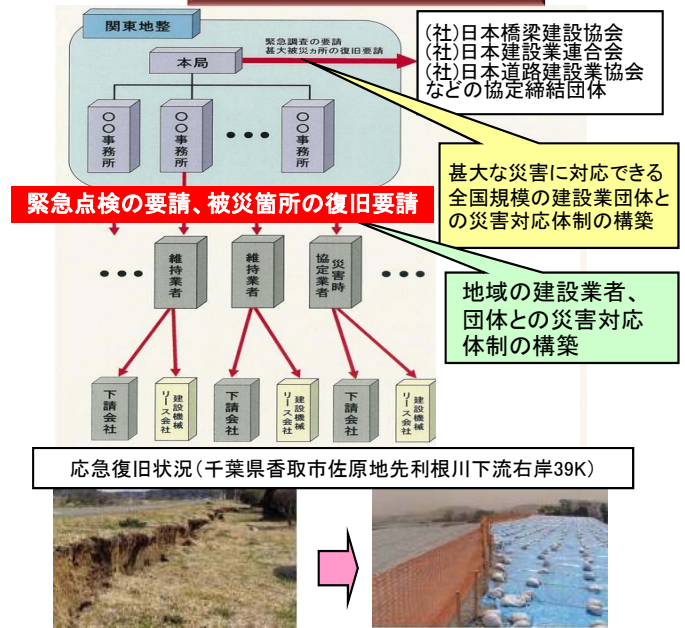
H24.3.12、各機関の防災連絡担当者の情報伝達力向上及び習熟を図るために、情報伝達訓練を行いました。



災害発生時の対応



災害時の応急復旧の対応



災害時の支援について ～緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)～

緊急災害対策派遣隊(以下、TEC-FORCE)は、自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、従来その都度決定していた、緊急支援の人員や資機材の派遣体制を、予め整え、迅速に被災地へ出動し、自治体等が行う被災状況の把握、被害の発生・拡大の防止、その他応急対策に関わる技術支援を行い、被災地の早期復旧につながる支援活動を行う部隊です。

関東地方整備局のTEC-FORCEは、1001名(H24.4.1現在)の隊員で構成されており、今後地球温暖化等に伴う災害リスクの増大や大規模地震の可能性も踏まえ、国土交通省の責務を今まで以上に果たせるよう総力をあげて取り組んでいます。

※TEC-FORCE: Technical Emergency Control Force

具体的な任務

被災地方公共団体等が行う災害応急対策に対する技術的な支援

①被災状況の迅速な把握

・河川、道路、港湾、空港等に関する被害状況の把握の支援

②被害の発生及び拡大防止

・土砂災害等を防止する応急対策の支援
・建築物応急危険度判定等の支援

③被災地の早期復旧

・早期復旧のための技術的助言
・緊急物資輸送調整の支援

【指揮命令系統】

国土交通本省が全国の統括的指揮を実施

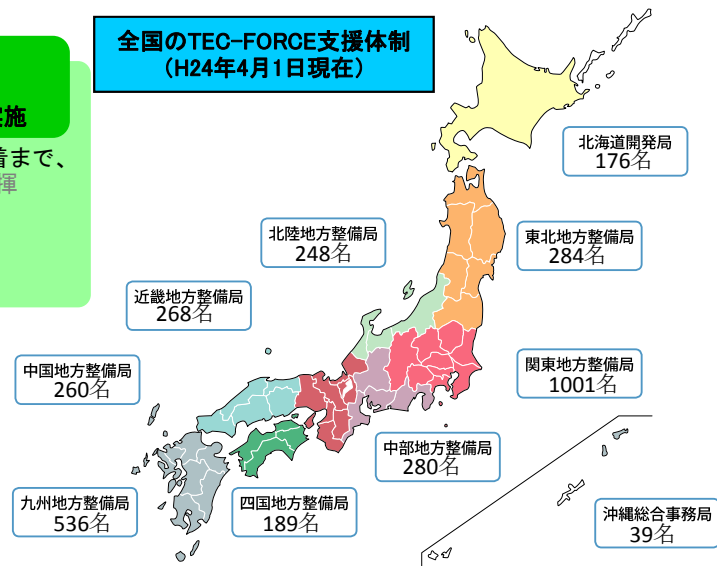
●派遣元から被災地到着まで、派遣元地方整備局の指揮

●被災地到着後被災地方整備局の指揮

TEC-FORCEの班編制

- 先遣班
- 被災状況調査班
- 高度技術指導班
- 情報通信班
- 被災自治体支援班
- 応急対策班

全国のTEC-FORCE支援体制 (H24年4月1日現在)



防災・災害対策～地域を守る～

東日本大震災における活動状況



関東地方整備局からの応援体制

- 【TEC-FORCE派遣 のべ3722人・日】
 ○関東地整管内の地方自治体(のべ1234人・日)
 ○関東地整管内の直轄事務所(のべ1809人・日)
 ○東北地整管内(のべ679人・日)
- 【東北地整管内への資機材支援等】
 ○排水ポンプ車:8台
 ○パトローカー:1台
 ○待機支援車:1台、散水車:9台
 ○資材運搬車:1台、衛星携帯電話:17台
※H23.10.14時点



【排水活動状況】
 場所:宮城県仙台空港周辺
 期間:H23.3.22～5.28

東日本大震災における全国からの支援体制: 平成23年3月11日より、災害対策支援を実施延べ18,115人・日活動13都道県、97市町村へ支援 (H24年2月5日時点)

台風12号における近畿地方へのTEC-FORCE派遣

- 台風12号による近畿地方整備局管内の被災地に緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)を9月9日から10月12日まで派遣。
- 近畿地方整備局に2名、奈良県庁に1名、和歌山県庁に1名派遣。
- 現地調査のために奈良県内に4班、和歌山県内に5班など、延べ602名を派遣。



タイ王国への国際協力

- タイ王国では、50年に一度という豪雨により、北部、中部地方を中心として各地で洪水が発生し、多数の住民が避難するとともに、日系企業が多数入居する工業団地や、首都バンコクにおいても浸水被害が発生。
- 11月1日、日本政府はタイ政府の要請を受けて国際協力機構(JICA)を通じ、国際緊急援助隊の専門家チーム(排水ポンプ車チーム)の派遣を決定。
- 排水ポンプ車10台(30m³/min/台)が初めて海外に派遣され、官民連携の排水ポンプ車チーム計51名(うち、5名が関東地方整備局職員)を派遣。(排水ポンプ車は、全て中部地方整備局の機材)

排水活動状況(バンガディ工業団地)

技術指導状況(ロジャナ工業団地)



防災危機管理・事業継続計画(BCP)

今後30年以内に70%の確率で発生するといわれている首都直下地震。

関東地方整備局では、想定される甚大な被害に備え、事業継続計画(BCP)を策定しています。

被害を最小にとどめ、速やかな災害復旧活動が実施できるようにTEC-FORCEを積極的に活用するとともに、各部局で継続すべき災害対応業務と復旧目標を設定し、組織体制や資機材、情報通信網の整備などの防災対策に積極的に取り組んでいます。

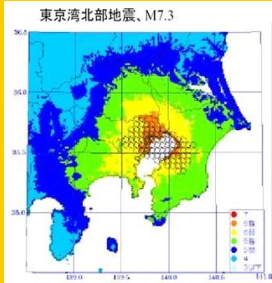
BCP策定の対象とした災害

東京湾北部地震の被害想定と被災レベル

非常体制

- 最大震度6強
- 死者数11,000人
- 被害額112兆円
- 家屋全壊85万棟

■道路寸断等甚大な交通被害の影響で帰宅困難者約650万人発生

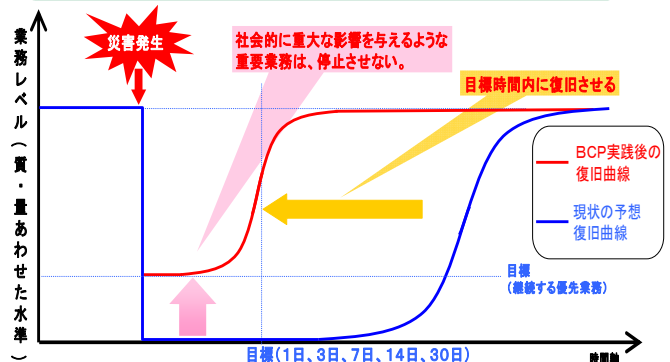


- 7
- 6強
- 6弱
- 5強
- 5弱
- 4
- 3以下

東京湾北部地震の震度分布図

出典:中央防災会議資料

業務継続計画(BCP)の概念



建設会社における災害時の基礎的事業継続力の認定

関東地方整備局では、大規模災害時において、緊急輸送道路の早期確保や河川堤防、港湾施設などの早期復旧に取り組む責任を担っています。このため、平成19年7月から「関東地方整備局業務継続計画」を本格運用し、大規模災害発生時においても応急対策業務の円滑な執行や一般主要業務を継続して行う体制づくりを進めています。

しかしながら、大規模災害発生時に業務を継続するには関東地方整備局単独の対応では難しく、実際に緊急復旧を担っている建設会社の皆様の協力が不可欠です。このため、建設会社における事業継続計画の策定を促進し、災害対応業務の円滑な実施と地域防災力の向上を目的に建設会社の基礎的事業継続力を関東地方整備局が評価し「災害時の基礎的事業継続力」を認定しており、これまでに204社が認定を受けています。(平成24年3月末現在)

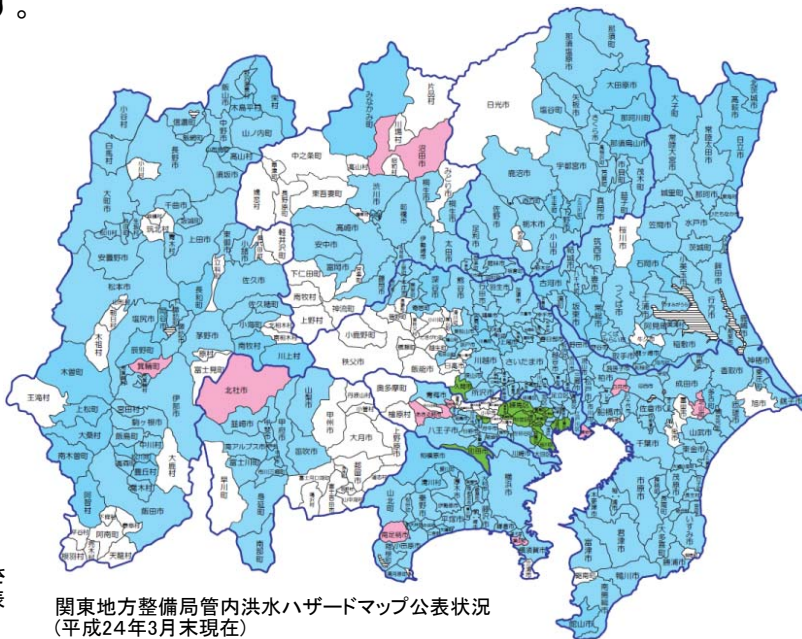
防災・災害対策～地域を守る～

【洪水・土砂災害ハザードマップの整備】

堤防整備などの河川改修といったハード対策に加えて、万が一氾濫した場合でも被害を最小限に抑えるため、ソフト対策として関係市区町村において作成・公表される洪水ハザードマップ、土砂災害ハザードマップについて、積極的な支援をしていきます。

公表状況数

都県名	公表数
茨城県	42
栃木県	25
群馬県	18
埼玉県	50
千葉県	46
東京都	39
神奈川県	29
山梨県	12
長野県	55
静岡県	3
合計	319



- 浸水想定区域が指定されているが、洪水ハザードマップ未作成の市区町村
- 洪水ハザードマップ公表市区町村
※浸水想定区域が指定されている市区町村
- 洪水ハザードマップ公表市区町村
※浸水想定区域は指定されていないが、独自に作成している市区町村
- 都道府県境

※一級水系の指定区間及び二級水系を含む
 ※同一市区町村内に洪水ハザードマップ、浸水想定区域の対象河川が複数ある場合、1河川でも指定・公表されていれば指定・公表済市区町村として着色している。
 ※白抜きの市区町村については、今後の検討により浸水想定区域に含まれる場合がある。また、指定河川以外（水路や下水道など）のはん濫等により浸水被害が発生する場合がある。

※浸水想定区域が指定され、ハザードマップが公表されている市町村数

関東地方整備局管内洪水ハザードマップ公表状況
(平成24年3月末現在)

すみよい環境・景観づくり

【環境への取り組み】～澄んだ空気、緑鮮やかな環境を～

豊かな環境、美しい景観、きれいな空気の住環境を保全・創出し、多様な生物が住み、自然とふれあい、心の豊かさを実感できる環境づくりを推進していきます。

◆「自然環境・生態系の保全・再生創出」

人と自然の共生を図るためには、残された自然を保全するとともに、自然を再生し、生態系の健全性を積極的に取り戻すことが重要です。これら、自然の保全・再生の取組は、野生生物の生息・生育空間を確保し、自然とのふれあいや環境学習の場を提供するものです。そこで、豊かな自然環境を確保するため、様々な水辺空間の保全と創出に取り組むことにより、それらを連続的かつ広域的に結ぶ水と緑のネットワークやエコロジカル・ネットワークの形成を推進します。

(事例：関東エコロジカル・ネットワーク形成に関する検討)

関東地域において、多様な主体の協働・連携によりコウノトリトキを指標とした河川および周辺地域における水辺環境等の保全・再生に取組み、水と緑が豊かなエコロジカル・ネットワークの形成を図ります。



◆「健全な水循環系の構築」

水質の悪化など、水環境に係わる諸問題を流域全体における課題として総合的にとらえ、人間社会の営みと環境保全に果たす水の機能の適切なバランスを保つため、河川浄化施設の整備、下水道の高度処理化の促進、東京湾における水・底質の改善、雨水貯留浸透施設の整備による地下水の涵養等により、水環境の改善を図り、健全な水循環系の構築を推進します。

(事例1：雨水貯留浸透施設)

雨水を一時的に公園や駐車場、建物の地下に貯留したり、地下水の涵養にも効果がある浸透ますや浸透トレンチ、透水性舗装などを整備していきます。



浸透ます



(事例2：東京湾の浮遊ゴミ、油回収)

東京湾における海洋環境の保全を図るため、ゴミと油を回収する兼用船「べいくりん」による東京湾内一般海域850km²の海域で浮遊するゴミ・油回収を実施しています。



すみよい環境・景観づくり

【景観政策】

関東地方整備局では、地域に愛される社会資本の整備、維持管理を行うために、地域の関係者と一体となり景観保全・形成に取り組んでいます。



※景観検討の手続き、参考となる知見をとりまとめた「景観検討実務手引き」を策定し、HPで公表していきます。



まちづくり～交付金・官民連携・PFI～

【社会資本整備総合交付金】

社会資本整備総合交付金は、国土交通省所管の地方公共団体向け個別補助金を一つの交付金に原則一括し、地方公共団体にとって自由度が高く、創意工夫を生かせる総合的な交付金として平成22年度に創設されました。

- ・平成23年度：分野を統合することにより、より一層柔軟な予算流用を可能にするなど、地方の自由度・使い勝手の更なる向上
- ・平成24年度：政策目的達成のため、事業の更なる重点化



H23

- ・平成22年度に、国土交通省所管の地方公共団体向け個別補助金を一つの交付金に一括し、地方公共団体にとって自由度が高く、創意工夫を生かせる総合的な交付金として創設。
- ・平成23年度、「活力創出基盤整備」、「水の安全・安心基盤整備」、「市街地整備」、「地域住宅支援」の4分野を統合し、より一層柔軟な流用が可能になるなど、地方の使い勝手を大幅に向上。

政策目的達成のため計画的に実施すべき事業等に重点化

H24

- 事業の更なる重点化
- ・低炭素・循環型社会の構築
 - ・産業空洞化の防止
 - ・災害リスクの低減 など

地域自主戦略交付金

- (内閣府所管)
- ・新たに政令指定都市分を導入
 - ・都道府県の対象事業の拡大、増額

地域自主戦略交付金

- (内閣府所管)
- 投資補助金を所管する全ての府省が平成23年度から投資補助金を一括交付金化

年度間、地域間の変動・変遷が小さい事業について移行

沖縄振興一括交付金(仮称)

- (内閣府所管)
- ・県および市町村を対象とした自由度の高い新たな一括交付金制度を創設

【官民連携 (PPP) PFIの推進】

厳しい財政状況の中で民間資金の活用を拡大し、真に必要な社会資本の新規投資及び維持管理を着実にやっていくため、PPP/PFI※の活用を推進しています。

インフラ整備や維持管理への民間資金・ノウハウの活用

【PFI事業例】

「東京国際空港国際線地区整備等事業」



「佐原広域交流拠点整備事業」



※ PPP (パブリック・プライベート・パートナーシップ)：行政と民間が協力しながら、市場メカニズムの中でより効率的で質の高いサービスを行うものです。

※ PFI (プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)：公共サービス(公共施設の建設、維持管理、運営等)に民間の資金、経営能力及び技術的能力を導入し、国や地方公共団体が直接実施するよりも効率的かつ効果的に公共サービスを提供する手法です。

地域づくり

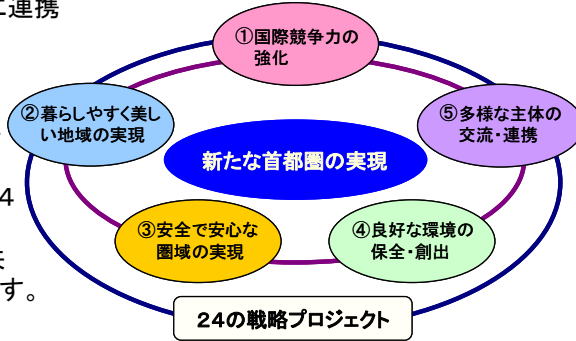
【首都圏広域地方計画】（平成21年8月4日決定）

首都圏広域地方計画は、21世紀前半を展望しつつ、今後概ね10ヶ年を想定した計画であり、時代の潮流が大きく変化する中、将来に亘って、首都圏に暮らす人々や首都圏を活躍の場とする多様な活動主体が、それぞれに生活や活動の質を高め、加えて、首都圏に存する貴重な自然・歴史・文化・風土などの地域資源を保全・継承し、発展させる社会を実現するために、国、地方公共団体・各種経済主体、学界、NPO、首都圏に暮らす人々が相互に連携・協力して、広域的に取り組むべき諸施策を示すものです。

その構成については、「世界の経済・社会をリードする風格ある圏域づくり」をキーコンセプトとして、5つの戦略目標を掲げるとともに、それを実現するために広域的に連携して取り組む24のプロジェクトを設定しています。

今後は、本計画で示した首都圏が目指す将来像の実現に向けて、着実な推進を図っていきます。

<首都圏広域地方計画掲載URL:
<http://www.ktr.mlit.go.jp/chiiki/index00000003.html>>



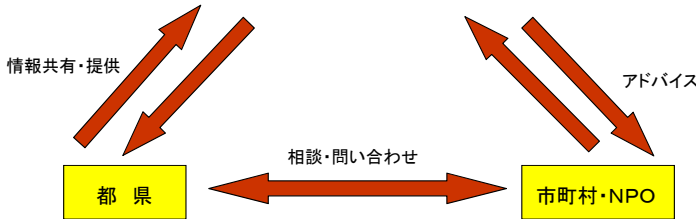
首都圏広域地方計画の推進に関して、国や地方公共団体等でモニタリングや意見交換を実施

【地域活性化応援隊】～地域づくりの相談から実践へ～

関東地方整備局では、地域からの相談や問い合わせに対し、適切な助言や取組事例の紹介を行うことができる人材を「地域活性化応援隊」として組織しています。

地域活性化応援隊

企画部・管内51事務(管理)所に配置
 各地域活性化応援隊窓口一覧は以下のURLからご覧下さい。
<http://www.ktr.mlit.go.jp/chiiki/chiiki00000054.html>



関東富士見百景の出前講座風景
 (情報提供 企画部広域計画課)

<地域づくりへの支援掲載URL: <http://www.ktr.mlit.go.jp/chiiki/index00000023.html>>

【観光地域づくりへの支援】～関係省庁との連携～

観光立国の実現を目指し、平成19年1月1日に「観光立国推進基本法」が施行されたことを受け、関東地方においても、所管事業を活用して観光施策を推進している国の管区機関として相互に連携し、今後の観光地域づくりに積極的に貢献していくことを目的に、関係機関による連絡会議を設置し、観光地域づくりを支援しています。

◎構成機関>

関東農政局、関東経済産業局、関東地方整備局、関東運輸局、関東地方環境事務所

<観光地域づくりへの支援掲載URL:
<http://www.ktr.mlit.go.jp/chiiki/index00000013.html>>



八ヶ岳観光圏 現地調査の様子

公共事業の品質確保

入札契約から工事完成までの各段階において、効率化を図り品質確保に取り組んでいます。

入札契約段階

■適正価格での契約の推進

- ①十分な競争環境の確保
- ②総合評価方式による適正な技術評価の実施
- ③ダンピング対策
- ④不調・不落対策

■入札契約制度等の透明性の確保等

- ①技術提案の評価結果の通知、問い合わせ窓口の設置
- ②難易度の低い工事における実績要件の緩和

■手続きの効率化等

- ①提出資料の簡素化等による手続期間の短縮
- ②概算数量発注や詳細設計付工事発注

施工段階

■施工効率の向上

- ①発注者・設計者・施工者からなる「三者会議」
- ②施工者からの質問に対して迅速に回答する「ワンデーレスポンス」
- ③受発注者間のコミュニケーションの円滑化へ「情報共有システム」
- ④工事関係書類の削減
- ⑤建設現場悩み相談窓口の設置

■品質確保・キャッシュフローの改善

- ①施工プロセスを通じた検査
- ②出来高部分払い方式

■新技術活用・情報化施工の推進

- ①新技術活用システムにより、有用な新技術を活用促進
- ②施工管理、施工において活用できる情報化施工技術の早期実用化、一般化

■CALS/ECの推進

- ①情報共有システム(ASP)の活用による業務の効率化
- ②モバイル機器の導入による業務の効率化

工事完成段階

■変更・完成手続きの徹底

- ①検査の円滑化
- ②工事成績評価
- ③契約変更の円滑化

■追加費用の適正な支払い

- ①総価契約単価合意方式の実施

■関東ブロック発注者協議会

発注者間の協力体制を強化し、関東ブロックの公共工事の品質確保の促進を目的とする。

～具体的な取り組み～

入札段階:総合評価落札方式の拡大

公共工事の発注にあたっては、技術提案を求め入札価格以外に技術能力の審査等を行い契約の相手方を決定する「総合評価落札方式」を導入しております。

関東地整では平成23年度の発注金額、発注件数ともにほぼ全てをこの総合評価方式で発注しております。

施工段階:受発注者間のコミュニケーション

工事の円滑な着手、適切な工程管理、適正な設計変更を可能とするため、関東地整では三者会議、ワンデーレスポンス、設計変更審査会の取り組みを行っています。

これらの取り組みは、受注者の立場に立った取り組みとするため、特記仕様書に明示し、契約事項として取り組んでおります。

施工段階:情報化施工技術の推進

平成25年度までに一般的な施工技術とするため普及促進しています。

トータルステーションによる 出来形管理

- ・設計値と計測値との自動比較、出来形確認



3次元マシンコントロール技術(グレーダ)



- ・建設機械を設計値に合わせて自動制御し施工する。

路盤

施工段階:ASPの導入

国土交通省では、土木工事における「受発注者間のコミュニケーションの円滑化」「生産性の向上」に関して具体的に推進することを目的に、ASP方式(「アプリケーション・サービス・プロバイダ」の略以下、「ASP」。)による情報共有システムを平成25年からの本格運用導入開始に向けて試行に取り組んでいます。

関東地整でも、平成21年度よりASPを活用した試行工事を実施しており、本格運用に向けた試行工事の大幅拡大を実施しています。



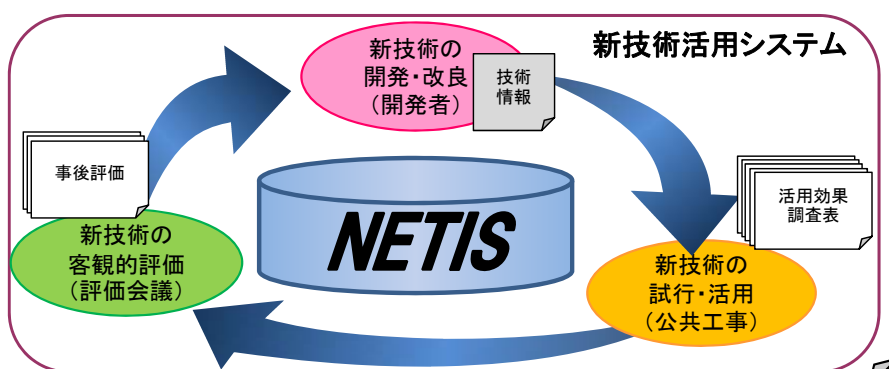
※ASP 第三者が所有しているデータサーバを活用して運用する方式

施工段階:新技術の活用促進

民間事業者等で開発された有用な新技術を「新技術活用システム」により公共工事等において積極的に活用しています。

新技術活用システムは「NETIS」を中核とする新技術の収集と共有化、直轄工事等での試行および活用導入の手続き、効果の検証・評価、さらなる改良と技術開発という一連の流れを体系化したものです。

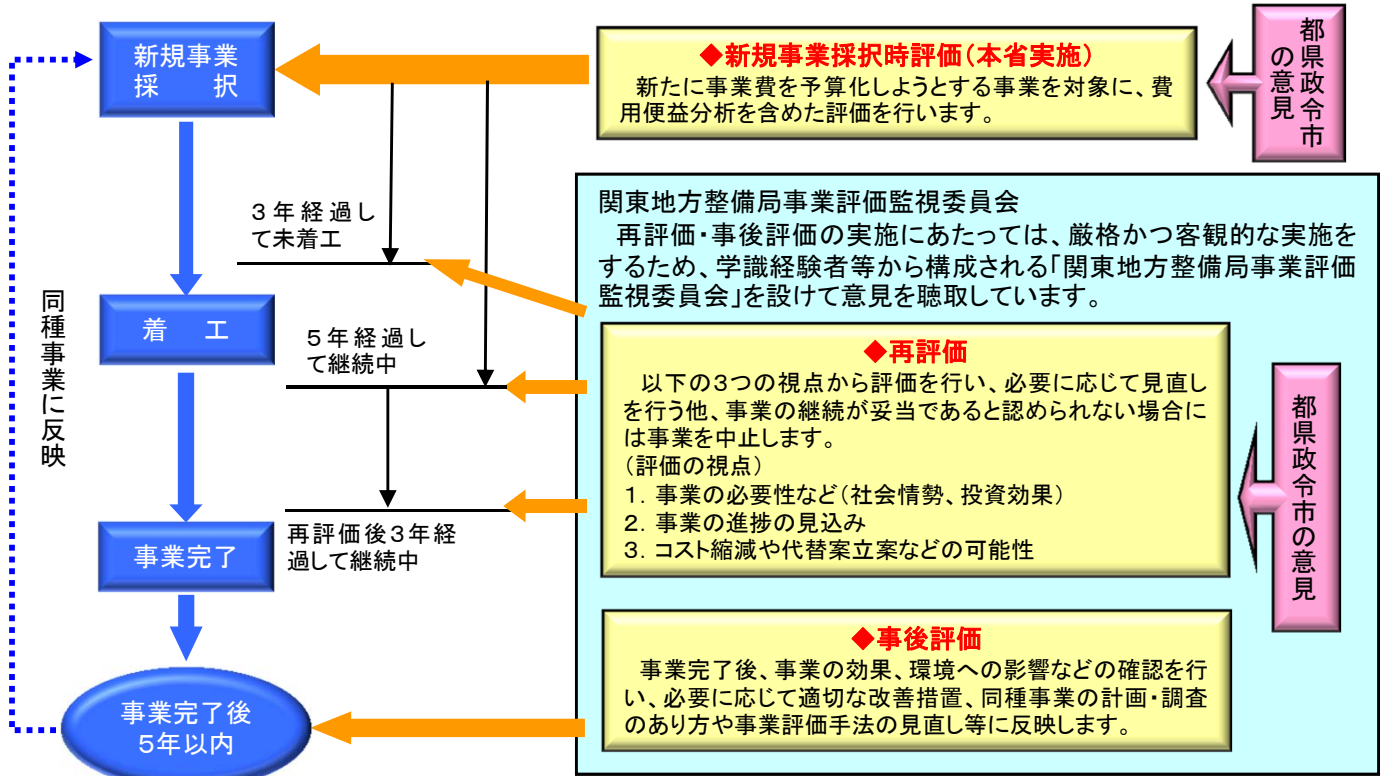
NETIS(新技術情報提供システム):新技術に関する情報を、共有及び提供するためのデータベースです。申請情報と評価情報から構成され、評価情報は、新技術活用評価会議による事前審査、事後評価結果に関する情報等が掲載されています。
(<http://www.netis.mlit.go.jp/>)



事業の透明性確保と適正化

【公共事業評価】 ～事業の必要性を評価～

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、新規事業採択時評価、再評価、事後評価を実施しています。(災害復旧工事除く国土交通省所管の公共事業(河川・道路・港湾・都市公園・官庁営繕等))



【PI・意見交換会】 ～計画や事業の進め方を話し合う～

◆PI
PI(パブリック・インボルブメント)とは、「Public(=市民)Involvement(=巻き込む)」の略で、日本語では「住民参画」「市民参加」という意味となります。計画づくりの初期の段階から、関係する市民等のみなさんに情報を提供したうえで、広く意見を聴いて計画づくりに反映させていく新しい取り組みです。
東京外かく環状道路() 関越道～東名高速)は、計画の構想段階からPIを導入し、現在により具体的な計画に向け、広く意見をお聴きしながら検討を進めています。



PI外環沿線会議

◆意見交換会
霞ヶ浦意見交換会、多摩川流域懇談会などで、自治体・住民との定期的な話し合いの場が設けられています。それぞれの立場を踏まえて話し合うことで、よりよい事業のあり方を探っていきます。

住民等とのコミュニケーション

社会資本整備や地域づくりは、住民や自治体との協同作業であり、サービスでもあるという考え方にに基づき、住民の意見聴取、話し合いの機会、情報公開の窓口を設けています。そうしたコミュニケーションの機会を活かし、多様化するニーズに対応し、より信頼される公共事業を目指しています。

【現場見学会】



圏央道相模原愛川IC

【出前出張講座】



【ボランティアサポート】



一般国道17号地元自治会による清掃活動(さいたま)

関東地方整備局の組織

国土交通省

地方整備局

東北地方整備局

関東地方整備局

北陸地方整備局

中部地方整備局

近畿地方整備局

中国地方整備局

四国地方整備局

九州地方整備局

総務部
●人事課 ●総務課 ●会計課 ●契約課
●経理調達課 ●厚生課 ●適正業務指導官

企画部
●企画課 ●広域計画課 ●防災課 ●技術管理課
●技術調査課 ●施工企画課 ●情報通信技術課

建政部
●計画管理課 ●建設産業第一課 ●建設産業第二課
●都市整備課 ●住宅整備課 ●建築安全課

河川部
●水政課 ●河川計画課 ●地域河川課 ●河川環境課
●河川工事課 ●河川管理課

道路部
●路政課 ●道路計画第一課 ●道路計画第二課
●地域道路課 ●計画調整課 ●道路工事課
●道路管理課 ●交通対策課

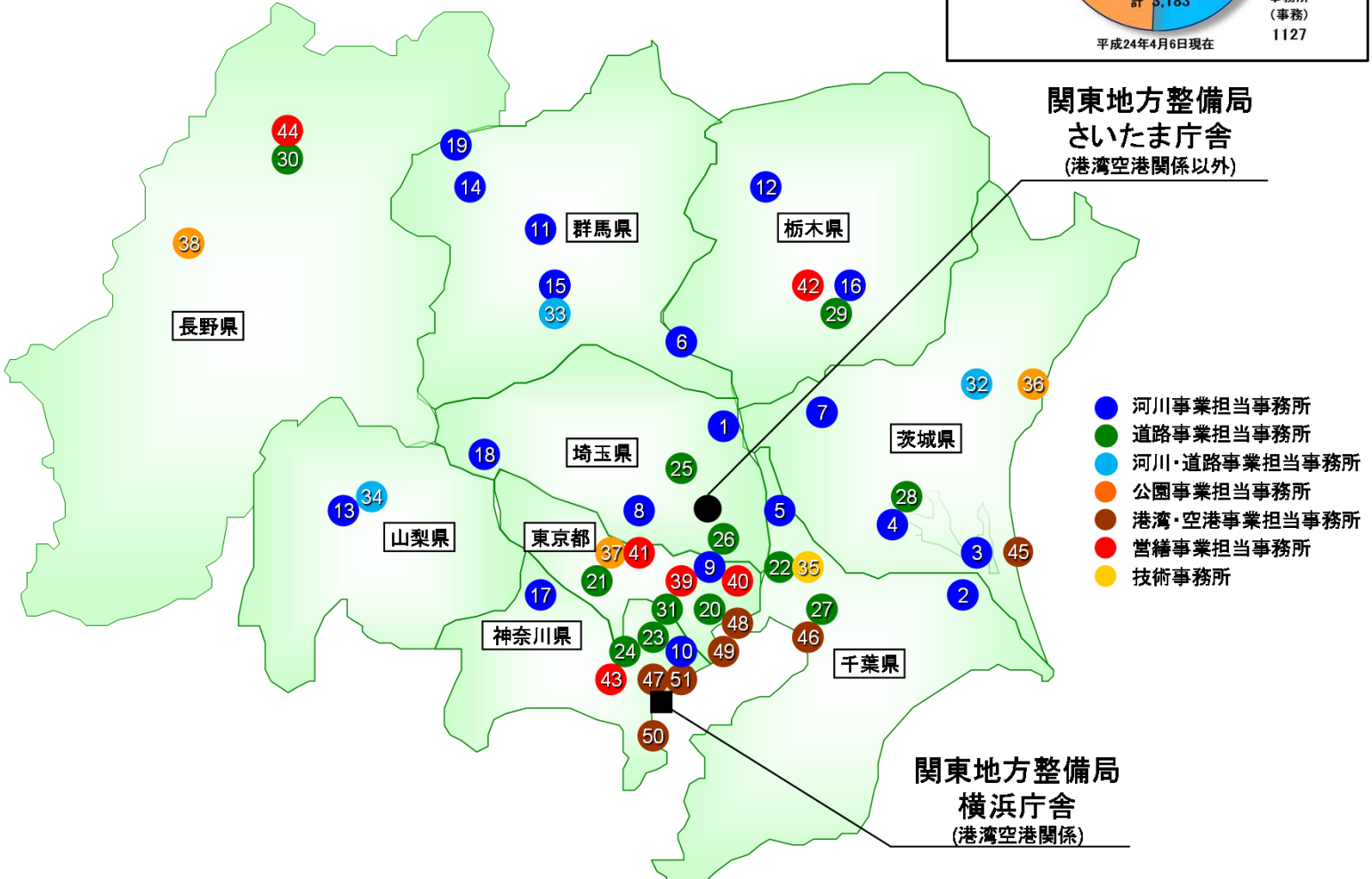
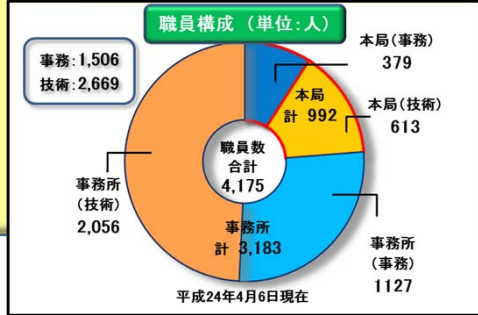
港湾空港部
●港湾管理課 ●港湾計画課 ●港湾事業企画課
●港湾整備・補償課 ●空港整備課 ●海洋環境・技術課
●港湾空港防災・危機管理課
●特定離島港湾計画課
●港湾物流企画室 ●品質確保室
●首都圏臨海防災センター

営繕部
●計画課 ●調整課 ●整備課 ●営繕技術管理課
●技術・評価課 ●保全指導・監督室

用地部
●用地企画課 ●用地補償課 ●用地対策課

事務所、管理所 出張所等

- | 河川事業担当事務所 | 河川国道事業担当事務所 |
|-------------------|--------------------|
| 1 利根川上流河川事務所 | 32 常陸河川国道事務所 |
| 2 利根川下流河川事務所 | 33 高崎河川国道事務所 |
| 3 霞ヶ浦河川事務所 | 34 甲府河川国道事務所 |
| 4 霞ヶ浦導水工事事務所 | 技術事務所 |
| 5 江戸川河川事務所 | 35 関東技術事務所 |
| 6 渡良瀬川河川事務所 | 公園事業担当事務所 |
| 7 下館河川事務所 | 36 国営常陸海浜公園事務所 |
| 8 荒川上流河川事務所 | 37 国営昭和記念公園事務所 |
| 9 荒川下流河川事務所 | 38 国営アルプスあづみの公園事務所 |
| 10 京浜河川事務所 | 営繕事業担当事務所 |
| 11 利根川水系砂防事務所 | 39 東京第一営繕事務所 |
| 12 日光砂防事務所 | 40 東京第二営繕事務所 |
| 13 富士川砂防事務所 | 41 甲武営繕事務所 |
| 14 ハッ場ダム工事事務所 | 42 宇都宮営繕事務所 |
| 15 利根川ダム統合管理事務所 | 43 横浜営繕事務所 |
| 16 鬼怒川ダム統合管理事務所 | 44 長野営繕事務所 |
| 17 相模川水系広域ダム管理事務所 | 港湾・空港事業担当事務所 |
| 18 二瀬ダム管理所 | 45 鹿島港湾・空港整備事務所 |
| 19 品木ダム水質管理所 | 46 千葉港湾事務所 |
| 道路事業担当事務所 | 47 京浜港湾事務所 |
| 20 東京国道事務所 | 48 東京港湾事務所 |
| 21 相武国道事務所 | 49 東京空港整備事務所 |
| 22 首都国道事務所 | 50 東京湾口航路事務所 |
| 23 川崎国道事務所 | 51 横浜港湾空港技術調査事務所 |
| 24 横浜国道事務所 | |
| 25 大宮国道事務所 | |
| 26 北首都国道事務所 | |
| 27 千葉国道事務所 | |
| 28 常総国道事務所 | |
| 29 宇都宮国道事務所 | |
| 30 長野国道事務所 | |
| 31 東京外かく環状国道事務所 | |



庁舎案内・お問い合わせ先



国土交通省 関東地方整備局 さいたま庁舎

(港湾空港関係以外)

Tel. 048-601-3151 (代)

〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1
さいたま新都心合同庁舎2号館

JR京浜東北線・高崎線・宇都宮線
「さいたま新都心駅」から徒歩約5分
JR埼京線「北与野駅」から徒歩約7分



国土交通省 関東地方整備局 横浜庁舎

(港湾空港関係)

Tel. 045-211-7406 (代)

〒231-8436 神奈川県横浜市中区北仲通5-57
横浜第二合同庁舎

横浜高速鉄道みなとみらい線「馬車道駅」から徒歩約1分
JR根岸線・横浜市営地下鉄「桜木町駅」から徒歩約7分
JR根岸線・横浜市営地下鉄「関内駅」から徒歩約10分